

秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告する。

令和8年2月27日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託名称及び数量 | 自動車専用道路可変標識装置保守点検委託 1式 |
| (2) 委託場所 | 秋田市上北手古野字大繋沢30-2
高速道路交通警察隊ほか 計160か所 |
| (3) 委託内容 | 自動車専用道路可変標識装置の保守点検 |
| (4) 委託期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

2 委託概要

- (1) 可変標識制御システム中央装置の定期点検
- (2) 可変式速度規制標識160基の定期点検
- (3) 上記2(1)、(2)に掲げる機器の障害発生時の早期復旧

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）の規定による契約であり、県は上記1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
イ 本件契約の締結日に属する年度の翌年度において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該委託契約にかかる入札説明書の交付を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（電気工事業及び電気通信工事業）を受けていること。
- (4) 可変標識装置の保守委託契約実績又は設置等の施工実績があること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

5 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 5 号
秋田県警察本部警務部会計課管財係 電話018(863)1111
メールアドレス: Keimubukaika@pref.akita.lg.jp
- (2) 委託の内容に関すること
郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目 1 番 3 号
秋田県警察本部交通部交通規制課規制第二係 電話018(863)1111
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和 8 年 2 月 27 日 (金) から令和 8 年 3 月 10 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除く。)の間で、時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- (4) 入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という) 及び入札参加資格確認資料 (以下「資格確認資料」という) の提出期間、場所及び方法
令和 8 年 2 月 27 日 (金) から令和 8 年 3 月 10 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除く。)に、5 (1) に掲げる場所にメール、郵送又は持参のうえ、1 部提出すること。提出時間は午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- (5) 入札執行の場所及び日時
令和 8 年 3 月 16 日 (月) 午前 9 時 00 分 秋田県警察本部 3 階 会計課

6 入札保証金に関する事項

秋田県財務規則 (昭和 39 年秋田県規則第 4 号。以下「財務規則」という。) 第 160 条から第 163 条までの規定による。

7 その他

- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の無効
財務規則第 166 条各号に掲げる入札、又は申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした物が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) その他
詳細は、入札説明書による。

入札説明書

令和 8 年 2 月 27 日

入札執行者

秋田県警察本部会計課長

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）秋田県財務規則（昭和39年規則第4号。以下「財務規則」という。）、及び本件入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、秋田県警察本部が発注する委託契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 担当部局

郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部3階会計課管財係 電話018(863)1111

2 入札に付する事項

- (1) 委託の名称及び数量 自動車専用道路可変標識装置保守点検委託 1式
- (2) 委託場所 秋田市上北手古野字大繋沢30-2
高速道路交通警察隊ほか 計160か所
- (3) 委託内容 自動車専用道路可変標識装置の保守点検
- (4) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年秋田県条例第9号）の規定による契約であり、県は上記2(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日に属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（電気工事業及び電気通信工事業）を受けていること。
- (4) 可変標識装置の保守委託契約実績又は設置等の施工実績があること。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法

（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (7) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

5 入札参加資格確認申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書【様式第1号】（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）をメール、郵送又は持参により提出し、4に規定する入札参加資格の全てを満たしていることの確認を受けなければならない。

- (2) 申請書、資格確認資料の提出期限等

ア 期限 令和8年3月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）

イ 時間 午前9時から午後5時まで

ウ 場所 1の場所

エ 提出部数 1部

- (3) 5(2)の期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (4) 入札参加資格の確認結果については、令和8年3月11日（水）までにFAX等で通知する。

- (5) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年3月12日（木）までに、秋田県警察本部会計課管財係に書面又はFAXで提出しなければならない。質問書の様式は申請者が任意に作成する。理由は、令和8年3月13日（金）までに書面で回答する。

- (6) 資格確認資料の説明会及び現場説明会は実施しない。

- (7) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

- (8) 提出された資格確認資料は返却しない。また、資格確認資料を公表し、無断で使用することはしない。

なお、資格確認資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

6 入札書等の提出等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項及び質問書に対する回答を示す場所

1の場所

- (2) 入札説明書の受領期限

令和8年3月10日（火）午後5時

- (3) 入札書の様式

別添「入札書」の様式とする。

- (4) 入札の方法

入札書の提出は郵送又は持参とし、7に示す日時及び場所に必着とする。

入札書は、「秋田県知事 鈴木健太」宛てとする封筒に入れて封かんし、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載のうえ提出すること。入札は2回まで実施する場合があるため、入札書は2通まで提出できる。その際、2回目の入

札書には「再入札書」と明示すること。開封しなかった入札書は入札者に返還する。郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて封かんのうえ、「入札者の法人名等」、「開札日」及び「契約名」を記載すること。外封筒には、入札書在中である旨を記載し、上記（１）の場所に書留郵便により提出すること。

7 入札執行の日時及び場所

令和８年３月16日（月）午前９時00分 秋田県警察本部 ３階 会計課

8 開札の方法等

- (1) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

なお、代理人が入札書を提出する場合は、別添の委任状を要する。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札事務に関係のない職員を代理とし、くじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (4) 入札は原則２回を限度とし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第167条の２第１項第８号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。

9 契約の方法

落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県警察本部から提供を受けた文書、図面、データ等すべて（この入札説明書のほか、追加資料を含む。以下、総じて「警察本部提示資料」という。）について守秘義務を負い、第三者に漏洩してはならず、警察本部提示資料を本件の手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進及び広報等を含む）に使用してはならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額の100分の５以上の金額（ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の入札保証金を納付しなければならない。

※ 入札開始の前までに、警察本部会計課管財係へ納付すること。入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額（ただし、契約保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便振替貯金払出証書、郵便為替証書の担保の提供をもって代えることができる。）の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金については、次の①又は②の書類を令和8年3月10日（火）午後5時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

① 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

② 過去2年の間に国又は地方公共団体と当該委託契約若しくはこれに相当する委託契約を履行した証として、種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約の履行を確認できる書類（契約書、支払通知書の写し等）

イ 契約保証金については、県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し免除適当と認められた者又は上記②の書類審査の結果、入札保証金を免除適当と認められた者

(4) 審査資料等提出場所

1の場所

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

(5) 入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(6) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）

(7) (1)～(6)に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

13 落札者の決定方法

財務規則第159条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が一人であっても、原則として入札を執行するものとする。

14 入札者に代わってくじを引く者

秋田県警察本部会計課 調度係職員

15 質問及び回答

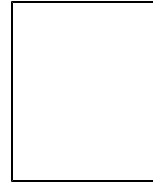
質問は、令和8年3月6日（金）まで、秋田県警察本部会計課長に書面で行わなければならない。質問書の書式は申請者が任意に作成する。回答は、令和8年3月10日（火）までに書面で、1の場所において閲覧により行う。また、質問者に対しては回答をFAX等により別途行う。

16 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札に当たっての留意事項を遵守すること。
- (4) 次の各号に該当する場合は入札に参加しないものとみなす
 - ア 入札保証金の納付手続又はその免除を受ける手続がなされない場合
 - イ 申請書及び資格確認資料を期限内に提出しなかった場合
- (5) 落札者となった者は、秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。
- (6) 問合せ先
 - 郵便番号 010-0951 秋田市山王四丁目1番5号
 - 秋田県警察本部 3階 会計課 管財係 電話018(863)1111 内線2265
 - メールアドレス: Keimubukaikeika@pref.akita.lg.jp

入札説明書受領書

会計課担当者確認印



秋田県警察本部会計課長 様

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託 1 式

に関する仕様書等を受領しました。

令和 年 月 日

会社又は法人 所在地

名 称

電 話

受領者

委託契約書 (案)

- 1 委託業務の名称 自動車専用道路可変標識装置保守点検委託
- 2 履行場所 秋田市上北手古野字大繋沢 30-2
高速道路交通警察隊ほか 計 160 か所
- 3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 委託料 ￥ -
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ -)
- 5 契約保証金 ○○○○円 (※納付の場合)
秋田県財務規則第 178 条第 3 号の規定により免除 (※免除の場合)
- 6 特別契約事項
この契約は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 18 年秋田県条例第 9 号) に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、発注者はこの契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、秋田県財務規則を遵守のうえ別添契約事項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 日

発注者

受注者

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、各仕様書（質問回答書、特記仕様書（図面を含む。）及び共通仕様書をいう。以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了した後、第21条に定める検査に合格し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡した場合、発注者は、その委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第10条に定める受注者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別な定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 発注者が、第9条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、協議、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、解除及び疎明（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、指示等を行った日から7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

(業務計画書の提出)

第3条 受注者は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書（以下「計画書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は前項の計画書が提出され必要があると認めるときは、計画書を受理した日から5日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して計画書の再提出を請求することができる。

4 計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（秘密の保持）

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者に申請してその承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した簡易な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称、請け負わせる事由その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となってい

る施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（業務担当者に関する受注者の責任）

第8条 受注者は、業務の実施につき用いた業務担当者による業務上の行為については、一切の責任を負う。

（施設管理担当者）

第9条 発注者は、この契約の履行に関し発注者の指定する職員（以下「施設管理担当者」という。）を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 施設管理担当者は、この契約書の他の条項に定めるものの他、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認又は質問に関する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の確認

3 第2項の規定に基づく施設管理担当者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、施設管理担当者を経由して行うものとする。この場合においては、施設管理担当者に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者）

第10条 受注者は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を発注者に通知しなければならない。また、その者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（業務関係者に関する措置請求）

第11条 発注者は、受注者が業務に着手した後に受注者の業務責任者又は業務担当者が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(業務の報告等)

- 第12条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(貸与品等)

- 第13条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図書その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(控室等)

- 第14条 発注者は、業務の実施につき必要があると認める場合は、受注者に対して控室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するように努めるものとする。
- 2 受注者は、発注者から控室等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、受注者は、これらを発注者に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

- 第15条 発注者は、受注者の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ受注者に通知し、発注者と受注者が協力して建築物の保全に当たるものとする。

(条件変更等)

- 第16条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を求めなければならない。
- 一 仕様書が一致しないとき（優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 仕様書に誤謬又は脱漏があるとき。
 - 三 仕様書の表示が明確でないとき。
 - 四 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件

が相違するとき。

五 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき。

- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定により仕様書の訂正又は変更を行った場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

- 第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に業務の中止内容を通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

- 第17条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（履行期間の変更方法）

- 第18条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（一般的損害）

- 第19条 成果物の引渡し前に、業務を行うことにより生じた損害（次条第1項又は第

2 項に規定する損害を除く。) については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 20 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前 2 項の場合その業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査及び引渡し）

第 21 条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受注者は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補し再度、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

5 前各項の規定について、3 月期が業務期限となる場合においては 3 月 31 日を越えてすることができない。

（契約代金の支払い）

第 22 条 受注者は、前条の検査に合格したときは、次に定める委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(発注者の損害賠償請求等)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 この契約の成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるとき。
- 三 第31条又は第32条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第31条又は第32条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第34条又は第35条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第22条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第26条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第21条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第27条 受注者（共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（第8条の3において準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（臨機の措置）

第28条 受注者は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれがあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

- 3 発注者又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（損失負担）

第29条 受注者は、業務の実施について発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由によるときにはその限度において発注者の負担とする。

- 3 受注者は、発注者の責に帰すべき事由による損害については、第1項の規定による賠償の責を負わない。

（発注者の任意解除権）

第30条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第32条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した

とき。

- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 業務責任者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第32条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果物や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第34条又は第35条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められ

るとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 3 3 条 第 3 1 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による契約解除権）

第 3 4 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 3 5 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 業務の中止期間が履行期間の 1 0 分の 5（履行期間の 1 0 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 3 6 条 第 3 4 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(通報報告)

- 第37条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）による不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。
- 3 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(解除の効果)

- 第38条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の業務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(解除に伴う措置)

- 第39条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第23条第3項、第31条又は第32条の規定によるときは発注者が定め、第30条、第34条又は第35条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(疑義等の決定)

- 第40条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

契 約 名 自 動 車 専 用 道 路 可 変 標 識 装 置 保 守 点 検 委 託

金 額

(うち消費税及び地方消費税額)

- 委託場所 秋田市上北手古野字大繋沢30－2 高速道路交通警察隊
 ほか 計160か所
- 委託内容 可変標識制御システム中央装置の定期点検（1回／1年）
 可変式速度規制標識160基の定期点検（1回／1年）
 障害時の対応（上記機器障害発生時の早期復旧対応）
- 履行方法 秋田県警察本部制定の「自動車専用道路可変標識装置保守点検
 委託仕様書」による。
- 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 特記事項

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託積算総括表

[illegible]

1 中央装置

定期保守	処理装置	F Aパソコン		1	1		分			
		ディスプレイ、キーボード		1	1		分			
		動作試験		1	1		分			その他機器動作試験に含む
	通信装置	ルータ		1	1		分			
		S Wハブ		1	1		分			
		動作試験		1	1		分			その他機器動作試験に含む
	プリンタ装置	プリンタ		1	1		分			
		動作試験		1	1		分			その他機器動作試験に含む
	その他機器	無停電電源装置		1	1		分			
		G P S時計		1	1		分			
		動作試験		1	1		分			
	時間計						分			
	実働時間						分			
	作業人費（（時間計／実働時間）×労務単価）						人日			(A)
	臨時保守	昼間					人			
夜間（労務費割り増し）						人				
作業人費								(B)		
中央装置計									(A)+(B)	

2 端末機器

3 清掃作業

可變標識

4 自動車燃料及び損料等

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託仕様書

秋 田 県 警 察 本 部
交 通 部 交 通 規 制 課

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託仕様書

第1 総 則

1 目 的

本仕様書は、秋田県公安委員会が設置した自動車専用道路用の速度可変標識について、機能の保持及び障害の予防を図るため、施設の定期的な保守点検を実施するとともに、障害発生時の早期復旧への態勢をとることにより、常に最良の状態を維持することを目的とする。

2 委託業務の名称

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託

3 委託場所

秋田市上北手古野字大繋沢30－2 高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)ほか計160か所

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第2 一般的事項

1 受託者は、委託契約書に基づき業務計画書を作成し提出すること。

2 保守作業は、監督員及び高速隊担当者と作業日程等を事前に協議し、道路上における安全措置を十分に講じ、一般交通及び警察業務に支障を与えないように実施すること。

3 委託者は、受託者に対し、施設管理担当者を通ずる。また、変更があった場合も同様とする。

4 受託者は、委託者に対し、業務責任者を通知すること。また、変更があった場合も同様とする。

5 中央装置の点検の際は、高速隊担当者の立会いを原則とし、保守作業終了後は点検実施記録書等により立会者から確認を受けること。

6 保守作業は、監督員及び高速隊担当者の指示及び要請があった場合を除き、執務時間内に終了すること。

7 施設の保守に使用する部品等は、当該機器の製造会社の製品とし、その他の部品はすべて品質良好なもので、日本産業規格等の規格に適合しているものを使用すること。

8 保守作業に使用する計測器等は、受託者の負担において準備すること。

9 受託者は、付属書3に定める「定期点検総括表及び保守業務実施結果報告書」に保守作業の内容を記載し結果を報告すること。

10 障害発生時の臨時保守は、委託期間中24時間対応すること。

11 本仕様書に明記がないもの又は疑義が生じた場合は、その都度協議して処理する。

第3 保守点検整備・清掃作業

1 保守点検業務は、定期保守及び臨時保守とし、定期保守は委託期間内に1回実施すること。また、同時に保守点検箇所の機能を維持するための清掃作業を実施すること。

2 保守点検・清掃作業実施機器

(1) 保守点検箇所（自動車専用道路可変標識装置保守点検委託設置一覧表のとおり）

(2) 中央機器（表1－1のとおり）

- (3) 端末機器（表 1－2 のとおり）
- (4) システム構成図（表 1－3 のとおり）
- (5) システム系統図（付属書 2－1～2－2 のとおり）

3 保守点検・清掃作業実施内容及び報告書等

付属書 3－1～16 に示す内容とする。

また、点検作業等の実施を証明する作業中の写真を添付すること。
報告書等は 2 部とする。

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託設置一覧表

1 中央機器

(表 1-1)

場所名	設置場所（住所）	機器設置内訳									備 考
		FA パソコン	キーボード	58cm (23.0)型 ディスプレイ	ルータ	SW-HAB	プリンタ 装置	無停電 電源装置	GPS時計		
高速隊	秋田市上北手古野字大繁沢30-2	1	1	1	1	1	1	1	1		R6ディスプレイ・UPS交換

2 端末機器

(表 1-2)

整理 番号	路線名	標 識 番 号	設置場所（住所）	設置地点 (KP)	機器設置内訳												備 考	
					LED式 速度 標識板	LED式 補助 標識板	境界用 制御機	中間用 制御機	FOMA 端末	光 端末	LTE 端末	支柱 (境界 用)	支柱 (中間 用)	LED式 規制 情報板	回線 集約 装置	電源 引込柱		電源 開閉 器箱
1	湯沢横手	1	湯沢市清水町2丁目5-17先（上り）	194.89	1			1			1	1						
2	湯沢横手	2	湯沢市清水町2丁目5-17先（下り）	194.89	1	1	1				1		1		1	1		
3	湯沢横手	3	湯沢市万石242先（上り）	193.72	1			1			1	1			1	1	R4 CDS交換	
4	湯沢横手	4	湯沢市万石242先（下り）	193.72	1			1				1						
5	湯沢横手	5	湯沢市関口字道地50-4先（上り）	192.35	1	1	1				1	1		1		1	R4 CDS交換	
6	湯沢横手	6	湯沢市関口字道地50-4先（下り）	192.35	1			1					1					
7	湯沢横手	7	湯沢市下関字上舞台125（上り）	190.60	1	1	1				1	1				1	1	
8	湯沢横手	8	湯沢市下関字上舞台125（下り）	190.60	1			1					1				R5CDS 交換	
9	湯沢横手	9	湯沢市下関字蟹沢263（上り）	189.40	1			1			1	1				1	1	
10	湯沢横手	10	湯沢市下関字蟹沢263（下り）	189.40	1			1					1				H30.9 拡幅 に伴い移設	
11	湯沢横手	11	湯沢市上関字清水田98（上り）	188.10	1			1			1	1				1	1	
12	湯沢横手	12	湯沢市相川字三川尻21-2（下り）	188.10	1			1					1				H30.9 拡幅 に伴い移設	
13	湯沢横手	13	湯沢市相川字新木野（上り）	187.20	1			1			1	1				1	1	
14	湯沢横手	14	湯沢市相川字新木野（下り）	187.20	1	1	1					1					R4 CDS交換	
15	湯沢横手	15	湯沢市相川字中堤121-1（上り）	185.61	1	1	1				1	1				1	1	
16	湯沢横手	16	湯沢市相川字中堤121-1（下り）	185.62	1			1					1					
17	湯沢横手	17	湯沢市桑崎字長戸呂133-1（上り）	184.42	1			1			1	1				1	1	
18	湯沢横手	18	湯沢市桑崎字長戸呂133-1（下り）	184.43	1			1					1					
19	湯沢横手	19	湯沢市小野字傾り杉94-1（上り）	183.32	1	1	1				1	1				1	1	
20	湯沢横手	20	湯沢市小野字傾り杉94-1（下り）	183.33	1	1	1					1						
小 計					20	7	7	13	0	0	10	7	13	2		10	10	
21	琴丘能代	1	能代市浅内字上ノ山273-2（上り）	170.93	1			1			1		1			1	1	R4 CDS交換
22	琴丘能代	2	能代市浅内字上ノ山273-2（下り）	170.93	1	1	1					1						R6CDS交換
23	琴丘能代	3	能代市塞ノ神33-6（上り）	172.59	1			1			1		1			1	1	R4 CDS交換
24	琴丘能代	4	能代市塞ノ神33-6（下り）	172.59	1			1					1					
25	琴丘能代	5	能代市字古屋布9-1（上り）	173.59	1			1			1		1					R6CDS交換
26	琴丘能代	6	能代市字古屋布9-1（下り）	173.59	1			1					1			1	1	
27	琴丘能代	7	能代市字鶴ノ沢130（上り）	174.39	1			1			1		1					R5CDS 交換
28	琴丘能代	8	能代市字鶴ノ沢130（下り）	174.39	1			1					1			1	1	

整理 番号	路線名	標 識 番号	設置場所（住所）	設置地点 (KP)	機器設置内訳												備 考	
					LED式 速度 標識板	LED式 補助 標識板	境界用 制御機	中間用 制御機	FOMA 端末	光 端末	LTE 端末	支柱 (境界 用)	支柱 (中間 用)	LED式 規制 情報板	回線 集約 装置	電源 引込柱		電源 開閉 器箱
29	琴丘能代	9	能代市字布晒189（上り）	175.37	1	1	1				1	1				1	1	H30.12 CDS購入
30	琴丘能代	10	能代市字布晒189（下り）	175.37	1			1					1					
31	琴丘能代	11	能代市扇田字四ツ屋25-370（上り）	176.75	1			1					1					
32	琴丘能代	12	能代市扇田字四ツ屋25-370（下り）	176.75	1	1	1			1		1				1	1	
33	琴丘能代	13	能代市田床内字大館6-2（上り）	178.17	1			1					1			1	1	R5オート セットブ レーカ交換
34	琴丘能代	14	能代市田床内字大館6-2（下り）	178.17	1			1		1			1					R4 CDS交換
35	琴丘能代	15	能代市床内字鴨1-31（上り）	179.76	1			1					1					H30.10 CDS交換
36	琴丘能代	16	能代市床内字鴨1-31（下り）	179.76	1			1		1			1			1	1	
37	琴丘能代	17	能代市姥懷89-4（上り）	181.29	1			1					1					R6CDS交換
38	琴丘能代	18	能代市姥懷89-4（下り）	181.29	1			1		1			1					R6CDS交換
39	琴丘能代	19	能代市芹川5-293（上り）	182.79	1			1					1					
40	琴丘能代	20	能代市芹川5-293（下り）	182.79	1			1		1			1					
41	琴丘能代	21	能代市二ツ井町飛根字湯ノ沢30-71（上り）	183.79	1			1					1			1	1	R5オートリ セットブ レーカ交換
42	琴丘能代	22	能代市二ツ井町飛根字湯ノ沢30-71（下り）	183.79	1			1		1			1					R6CDS交換
43	琴丘能代	23	能代市二ツ井町飛根字湯ノ沢100-48（上り）	184.79	1			1					1			1	1	
44	琴丘能代	24	能代市二ツ井町飛根字湯ノ沢100-48（下り）	184.79	1			1		1			1					
45	琴丘能代	25	能代市二ツ井町駒形字関口93-3（上り）	185.73	1			1					1					R6中間制御 機に改修
46	琴丘能代	26	能代市二ツ井町駒形字関口93-3（下り）	185.73	1			1		1	1		1		1	1	1	R6中間制御 機に改修
47	琴丘能代	27	能代市二ツ井町切石字白砂下（上り）	187.57	1	1	1				1	1				1	1	R6新設
48	琴丘能代	28	能代市二ツ井町切石字白砂下（下り）	187.57	1	1	1				1	1						R6新設
小 計					28	5	5	23	0	8	8	5	23	0	1	12	12	8
49	仁賀保本荘	1	由利本荘市岩城内道川字西ノ沢1番8（上り）	17.34	1	1	1					1			1			
50	仁賀保本荘	2	由利本荘市岩城内道川字西ノ沢1番8（下り）	17.34	1			1		1	1		1			1	1	
51	仁賀保本荘	3	由利本荘市岩城二古字田ノ沢26番（上り）	19.09	1			1					1					
52	仁賀保本荘	4	由利本荘市岩城二古字田ノ沢26番（下り）	19.09	1			1		1			1					電源管理者
53	仁賀保本荘	5	由利本荘市岩城二古字西正庵沢34番（上り）	20.28	1			1					1					R5CDS 交換
54	仁賀保本荘	6	由利本荘市岩城二古字西正庵沢34番（下り）	20.28	1			1		1			1			1	1	H29引込柱土 砂崩れ倒壊 により建替
55	仁賀保本荘	7	由利本荘市松ヶ崎字上飯屋沢33番（上り）	21.58	1			1					1					
56	仁賀保本荘	8	由利本荘市松ヶ崎字上飯屋沢33番（下り）	21.58	1	1	1			1		1				1	1	
57	仁賀保本荘	9	由利本荘市松ヶ崎字猿田沢87番11（上り）	23.06	1	1	1					1						
58	仁賀保本荘	10	由利本荘市松ヶ崎字猿田沢87番11（下り）	23.06	1			1		1			1			1	1	
59	仁賀保本荘	11	由利本荘市神沢字大畑32番（上り）	24.34	1			1					1					
60	仁賀保本荘	12	由利本荘市神沢字大畑32番（下り）	24.34	1			1		1			1			1	1	R5CDS 交換
61	仁賀保本荘	13	由利本荘市芦川字蛇喰ヶ沢59番67（上り）	25.22	1			1					1					R5CDS 交換
62	仁賀保本荘	14	由利本荘市芦川字蛇喰ヶ沢59番67（下り）	25.22	1			1		1			1			1	1	
63	仁賀保本荘	15	由利本荘市芦川字鳥屋森66番8（上り）	25.98	1			1					1					H30.10 CDS交換

整理 番号	路線名	標 識 番 号	設置場所（住所）	設置地点 (KP)	機器設置内訳												備 考	
					LED式 速度 標識板	LED式 補助 標識板	境界用 制御機	中間用 制御機	FOMA 端末	光 端末	LTE 端末	支柱 (境界用)	支柱 (中間用)	LED式 規制 情報板	回線 集約 装置	電源 引込柱		電源 開閉 器箱
64	仁賀保本荘	16	由利本荘市芦川字鳥屋森66番8（下り）	25.98	1			1		1			1					電源管理者
65	仁賀保本荘	17	由利本荘市親川字蓬田48番4（上り）	27.18	1			1					1					
66	仁賀保本荘	18	由利本荘市親川字蓬田48番4（下り）	27.18	1			1		1			1					電源管理者
67	仁賀保本荘	19	由利本荘市親川字南ヶ沢27番6（上り）	28.28	1			1					1					
68	仁賀保本荘	20	由利本荘市親川字南ヶ沢27番6（下り）	28.28	1	1	1			1		1						電源管理者
69	仁賀保本荘	21	由利本荘市深沢字御所野沢下1番31（上り）	29.64	1	1	1				1	1				1	1	
70	仁賀保本荘	22	由利本荘市深沢字御所野沢下1番31（下り）	29.64	1			1					1					
71	仁賀保本荘	23	由利本荘市内越字漆畑385番（上り）	30.93	1			1			1		1					R5CDS 交換
72	仁賀保本荘	24	由利本荘市内越字漆畑385番（下り）	30.93	1			1					1			1	1	
73	仁賀保本荘	25	由利本荘市内越字中野目106番（上り）	31.98	1			1			1		1			1	1	
74	仁賀保本荘	26	由利本荘市内越字中野目106番（下り）	31.98	1			1					1					R6CDS交換
75	仁賀保本荘	27	由利本荘市福山字芋種坂43番（上り）	33.12	1			1			1		1					R5CDS 交換
76	仁賀保本荘	28	由利本荘市福山字芋種坂43番（下り）	33.12	1			1					1			1	1	H30.12 CDS購入
77	仁賀保本荘	29	由利本荘市川口字大日沢山14番（上り）	34.18	1			1			1		1					
78	仁賀保本荘	30	由利本荘市川口字大日沢山15番（下り）	34.13	1			1					1			1	1	
79	仁賀保本荘	31	由利本荘市土谷字小深田26番6（上り）	35.90	1			1			1		1					H28.12 拡 幅に伴い移 設
80	仁賀保本荘	32	由利本荘市土谷字小深田26番6（下り）	35.90	1			1					1			1	1	H28.12 拡 幅に伴い移 設
81	仁賀保本荘	33	由利本荘市二十六本字三六ヶ沢26番143（上り）	37.81	1			1			1		1					電源管理者
82	仁賀保本荘	34	由利本荘市二十六本字三六ヶ沢26番143（下り）	37.81	1	1	1					1						
83	仁賀保本荘	35	由利本荘市三条字松木屋敷51番3（上り）	38.82	1	1	1				1	1						
84	仁賀保本荘	36	由利本荘市三条字松木屋敷51番3（下り）	38.82	1			1					1			1	1	
85	仁賀保本荘	37	由利本荘市宮内字天神232番2（上り）	40.26	1			1			1		1					
86	仁賀保本荘	38	由利本荘市宮内字天神232番2（下り）	40.26	1			1					1			1	1	
87	仁賀保本荘	39	由利本荘市葛法字下子吉344番2（上り）	41.94	1			1			1		1			1	1	R5オートリ セットブ レーカ交換
88	仁賀保本荘	40	由利本荘市葛法字下子吉344番2（下り）	41.94	1			1					1					
89	仁賀保本荘	41	由利本荘市船岡字弥勒沢29番77（上り）	42.82	1			1			1		1					
90	仁賀保本荘	42	由利本荘市船岡字弥勒沢29番77（下り）	42.82	1			1					1			1	1	R5CDS 交換
91	仁賀保本荘	43	由利本荘市西目町西目字堅田沢104番13（上り）	44.06	1			1			1		1					
92	仁賀保本荘	44	由利本荘市西目町西目字堅田沢104番13（下り）	44.06	1			1					1			1	1	
93	仁賀保本荘	45	由利本荘市西目町西目字前ヶ沢15番6（上り）	45.20	1			1			1		1					
94	仁賀保本荘	46	由利本荘市西目町西目字前ヶ沢15番6（下り）	45.20	1			1					1			1	1	
95	仁賀保本荘	47	由利本荘市西目町西目字舞台493番（上り）	46.30	1			1			1		1			1	1	
96	仁賀保本荘	48	由利本荘市西目町西目字舞台493番（下り）	46.30	1			1					1					
97	仁賀保本荘	49	由利本荘市西目町出戸字小猿田1番1（上り）	48.21	1			1			1		1					H30.12 CDS購入
98	仁賀保本荘	50	由利本荘市西目町出戸字小猿田1番1（下り）	48.21	1			1					1			1	1	
小 計					50	7	7	43	0	10	16	7	43	0	1	20	20	

整理 番号	路線名	標 識 番 号	設置場所（住所）	設置地点 (KP)	機器設置内訳												備 考	
					LED式 速度 標識板	LED式 補助 標識板	境界用 制御機	中間用 制御機	FOMA 端末	光 端末	LTE 端末	支柱 (境界用)	支柱 (中間用)	LED式 規制 情報板	回線 集約 装置	電源 引込柱		電源 開閉 器箱
99	象潟仁賀保	1	にかほ市両前寺字浜中31番1（上り）	49.24	1			1			1		1					
100	象潟仁賀保	2	にかほ市両前寺字浜中2番2（下り）	49.24	1			1					1			1	1	
101	象潟仁賀保	3	にかほ市両前寺字狐森6番1（上り）	50.41	1			1			1		1					
102	象潟仁賀保	4	にかほ市両前寺字狐森19番1（下り）	50.41	1	1	1					1				1	1	
103	象潟仁賀保	5	にかほ市平沢字団子坂1番1（上り）	51.80	1	1	1				1	1						
104	象潟仁賀保	6	にかほ市平沢字団子坂1番1（下り）	51.80	1			1					1			1	1	H30.12 CDS購入
105	象潟仁賀保	7	にかほ市平沢字白幡森98番1（上り）	52.78	1			1			1		1			1	1	
106	象潟仁賀保	8	にかほ市平沢字白幡森110番1（下り）	52.78	1			1					1					
107	象潟仁賀保	9	にかほ市院内字木堀谷地92番1（上り）	53.93	1			1			1		1					
108	象潟仁賀保	10	にかほ市院内字木堀谷地101番1（下り）	53.93	1			1					1			1	1	
109	象潟仁賀保	11	にかほ市黒川字川原田24番1（上り）	54.97	1			1			1		1					
110	象潟仁賀保	12	にかほ市黒川字普断寺新田30番1（下り）	54.97	1			1					1			1	1	
111	象潟仁賀保	13	にかほ市黒川字八幡新田45番1（上り）	56.20	1			1			1		1					
112	象潟仁賀保	14	にかほ市黒川字八幡新田44番1（下り）	56.20	1			1					1			1	1	
113	象潟仁賀保	15	にかほ市金浦字長倉谷地31番1（上り）	57.20	1			1			1		1			1	1	R27境界用から中 間用に改修
114	象潟仁賀保	16	にかほ市金浦字東島長根13番1（下り）	57.20	1	1	1					1						
115	象潟仁賀保	17	にかほ市金浦字台城1番地（上り）	58.43	1	1	1				1	1						
116	象潟仁賀保	18	にかほ市金浦字台城1番地（下り）	58.43	1			1					1			1	1	
117	象潟仁賀保	19	にかほ市大竹字境田27番地3（上り）	59.80	1			1			1		1			1	1	
118	象潟仁賀保	20	にかほ市大竹字境田28番地1（下り）	59.80	1			1					1					
119	象潟仁賀保	21	にかほ市大竹字大鈴70番地3（上り）	61.20	1			1			1		1			1	1	R5電源ユ ニット交換
120	象潟仁賀保	22	にかほ市大竹字大鈴20番地1（下り）	61.20	1			1					1					
121	象潟仁賀保	23	にかほ市象潟町長岡字後山3番地12（上り）	62.60	1			1			1		1					
122	象潟仁賀保	24	にかほ市象潟町長岡字乙後山1番地75（下り）	62.60	1			1					1			1	1	
123	象潟仁賀保	25	にかほ市象潟町小滝字重石8番地（下り）	64.03	1	1	1				1	1				1	1	
小 計					25	5	5	20	0	0	13	5	20	0	0	13	13	0
124	鷹巣西	1	北秋田市坊沢字畑ケ沢22-5（下り）	198.094	1	1	1				1	1						R2新設
125	鷹巣西	2	北秋田市坊沢字畑ケ沢22-11（上り）	198.142	1		1				1	1						R2新設
126	鷹巣西	3	北秋田市坊沢字畑ケ沢27-10（下り）	198.614	1	1	1				1	1				1	1	R2新設
127	鷹巣西	4	北秋田市坊沢字堀切9-3（上り）	199.434	1	1	1				1	1				1	1	R2新設
128	鷹巣西	5	北秋田市坊沢字三九郎岱15-3（下り）	200.374	1	1	1				1	1				1	1	R2新設
129	鷹巣西	6	北秋田市脇神字小ヶ田中田104-2（上り）	201.414	1			1			1		1			1	1	R2新設
130	鷹巣西	7	北秋田市脇神字下葉岱117-2（下り）	202.259	1			1			1		1			1	1	R2新設
131	鷹巣西	8	北秋田市脇神字葉岱21-161（上り）	202.974	1	1	1				1	1				1	1	R2新設
小 計					8	5	6	2	0	0	8	6	2	0	0	6	6	0

整理 番号	路線名	標 識 番 号	設置場所（住所）	設置地点 (KP)	機器設置内訳												備 考	
					LED式 速度 標識板	LED式 補助 標識板	境界用 制御機	中間用 制御機	FOMA 端末	光 端末	LTE 端末	支柱 (境界用)	支柱 (中間用)	LED式 規制 情報板	回線 集約 装置	電源 引込柱		電源 開閉 器箱
132	鷹巣大館	1	北秋田市脇神字向前田238-1（下り）	203.773	1	1	1				1	1				1	1	H29新設
133	鷹巣大館	2	北秋田市脇神字太田尻37（上り）	204.913	1	1	1				1	1				1	1	H29新設
134	鷹巣大館	3	北秋田市脇神字藤株上岱27番地2（上り）	206.168	1	1	1					1						H28新設
135	鷹巣大館	4	北秋田市脇神字藤株上岱42番地2（下り）	206.123	1	1	1				1	1				1	1	H28新設
136	鷹巣大館	5	北秋田市栄字時ノ沢20（上り）	208.643	1			1			1		1			1	1	H28新設
137	鷹巣大館	6	北秋田市栄字時ノ沢19（下り）	208.643	1			1					1					H28新設
138	鷹巣大館	7	北秋田市栄字大沢倉下34-12（上り）	210.623	1			1					1					H28新設
139	鷹巣大館	8	北秋田市栄字大沢倉下7（下り）	210.623	1			1			1		1			1	1	H28新設
140	鷹巣大館	9	大館市大子内字堂ノ沢35-1（上り）	214.613	1			1					1					H28新設
141	鷹巣大館	10	大館市大子内字堂ノ沢37-2（下り）	214.613	1			1			1		1			1	1	H28新設
142	鷹巣大館	11	大館市出川150（上り）	217.06	1	1	1					1						H28新設
143	鷹巣大館	12	大館市出川152（下り）	217.06	1			1			1		1			1	1	H28新設
小 計					12	5	5	7	0	0	7	5	7	0	0	7	7	
144	大館西	1	大館市榎崎字町頭93-2（上り）	218.35	1			1					1					H28延伸に伴い新設
145	大館西	2	大館市榎崎字町頭93-2（下り）	218.35	1	1	1				1	1				1	1	
146	大館西	3	大館市根下戸字赤沼159-1（上り）	220.01	1	1	1				1	1				1	1	
147	大館西	4	大館市根下戸新町1-1（下り）	220.66	1	1	1				1	1				1	1	
148	大館西	5	大館市松木字大上11-2（上り）	223.2	1			1			1		1			1	1	
149	大館西	6	大館市松木字大上11-2（下り）	223.2	1			1			1		1			1	1	
150	大館西	7	大館市釈迦内字大留58（上り）	224.6	1	1	1				1	1				1	1	
151	大館西	8	大館市釈迦内字中台94-3（下り）	225.88	1	1	1			1	1	1			1	1	1	
152	大館西	9	大館市商人留字田ノ沢100-1（上り）	228.75	1			1					1			1	1	
153	大館西	10	大館市商人留字田ノ沢100-1（下り）	228.75	1			1		1			1					
154	大館西	11	大館市大茂内字大茂内沢外国有林8林班な-2（上り）	231.645	1			1					1					
155	大館西	12	大館市大茂内字大茂内沢外国有林8林班ぬ-3（下り）	231.645	1			1		1			1					電源管理者
156	大館西	13	大館市雪沢字長木沢国有林27林班は（上り）	234.68	1			1					1					電源管理者
157	大館西	14	大館市雪沢字長木沢国有林27林班は（下り）	234.68	1			1		1			1					
158	大館西	15	大館市雪沢支根刈沢国有林78林班ほ小班（上り）	237.8	1			1					1					電源管理者
159	大館西	16	大館市雪沢支根刈沢国有林78林班ほ小班（下り）	237.8	1			1		1			1					
160	大館西	17	小坂町小坂字田沢33-6（上り）	239.84	1	1	1			1		1				1	1	
小 計					17	6	6	11	0	6	7	6	11	0	1	9	9	
合 計					160	40	41	119	0	24	69	41	119	2	3	77	77	

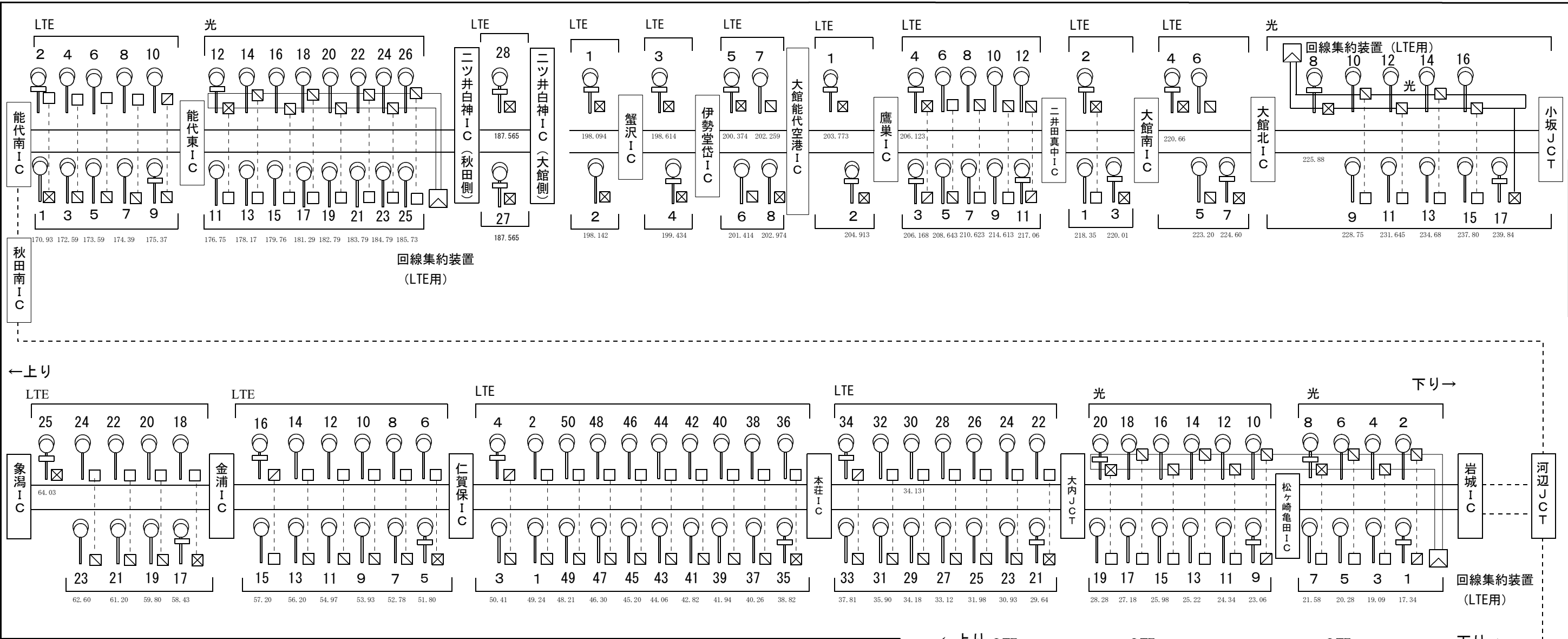
システム構成図

表 1－3

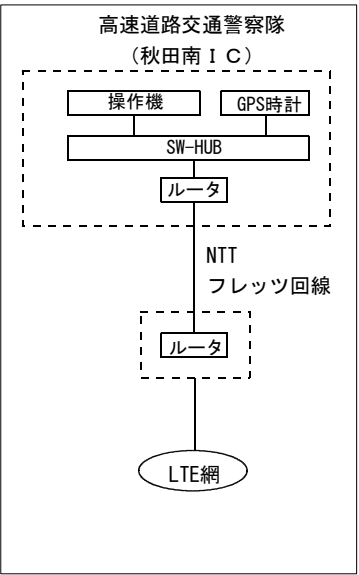
※各端末についている数字は保守委託設置一覧表の端末番号、下にある小数点第2位まで記載の数字はキロポストを表示しています。

←上り

下り→



中央装置

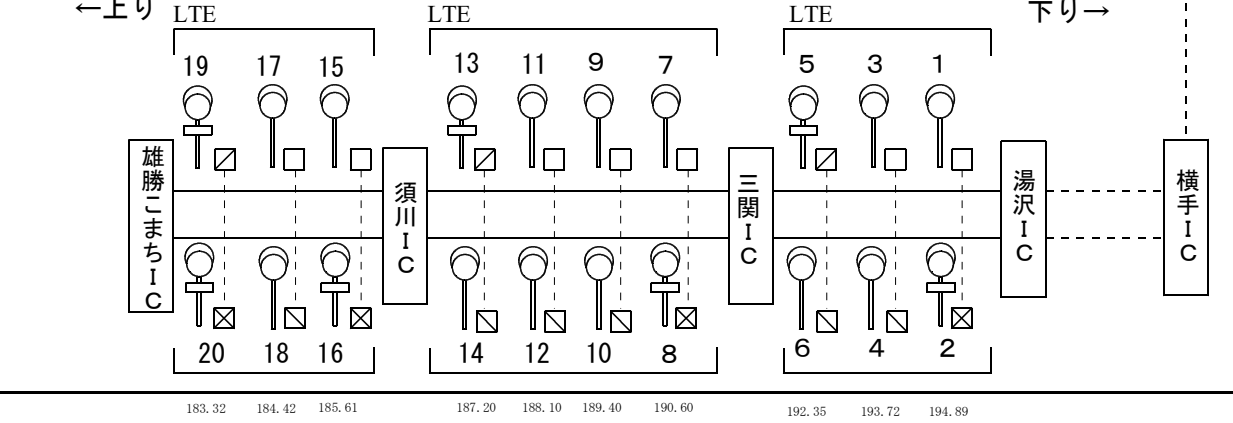


凡 例

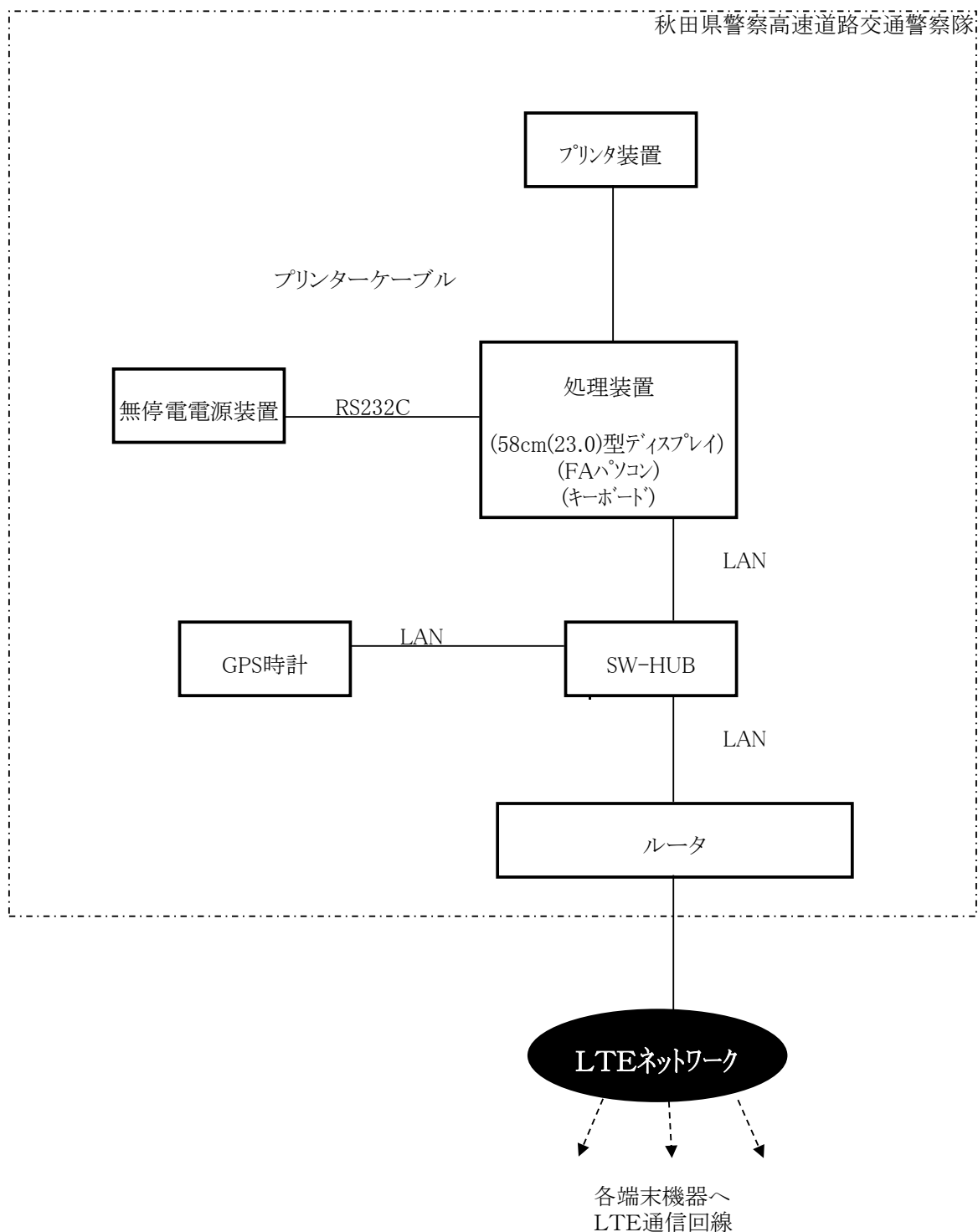
- : LED式速度規制標識
- : 中間用制御機 (親機)
- : 境界用制御機 (親機)
- : 中間用制御機 (子機)
- : 境界用制御機 (子機)
- : 回線集約装置

←上り

下り→

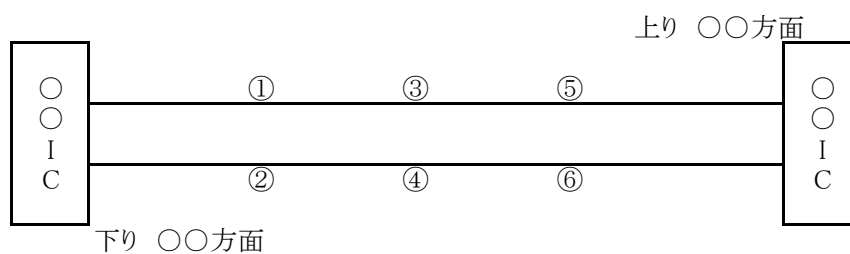


システム系統図<中央装置>



規制表示内容

規制 区分	標識 区分	〇〇IC～〇〇IC Aブロック		
		①	③	⑤
規制1	70	→	70	70
	→			
規制2	80	→	80	80
	→			
規制3	50	→	50	50
	→			



規制 区分	標識 区分	〇〇IC～〇〇IC Bブロック		
		②	④	⑥
規制1	70	70	70	70 ←
	←			←
規制2	80	80	80	80 ←
	←			←
規制3	50	50	50	50 ←
	←			←

可変式規制標識制御システム 定期点検総括表＜1／2＞（作成例）

設置場所 機器名	湯沢横手1	湯沢横手2	湯沢横手3	湯沢横手4	湯沢横手5	湯沢横手6
＜可変標識＞						
可変式速度標識板(LED)						
補助標識板(LED)						
境界用制御機						
中間用制御機						
LTE端末						
支柱(境界用)						
支柱(中間用)						
規制情報板(LED)						
回線集約装置						
＜電源引込柱＞						
電源開閉器箱						

可変式規制標識制御システム 定期点検総括表<2/2>

設置場所 機器名	秋田県警察高速道路交通警察隊
<処理装置>	
FAパソコン	
キーボード	
58cm(23.0)型ディスプレイ	
<通信装置>	
ルータ	
SWハブ	
<プリンタ装置>	
本体	
<その他機器>	
無停電電源装置	
GPS時計	
<専用デスク>	
パソコンテーブル	
OAチェア	

可変式(速度・補助)標識板(LED) 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手1	湯沢横手2	湯沢横手3	湯沢横手4
実施月日		月 日	月 日	月 日	月 日
外観点検	取付状態点検	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	塗装のハゲ・発錆の有無	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	ゴムパッキン破損等の有無	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	LED部分の破損・キズの有無	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
動作試験	中央からの指令通りに表示するか	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	操作パネルの指令通りに表示するか	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
表示輝度確認	表示が調光するか	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
LED不点確認	LEDの不点箇所の確認	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
部品交換(名称・個数・理由)					
特記事項					

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手5	湯沢横手6		
実施月日		月 日	月 日		
外観内観点検	取付状態点検	良 ・ 否	良 ・ 否		
	塗装のハゲ・発錆の有無	良 ・ 否	良 ・ 否		
	ゴムパッキン破損等の有無	良 ・ 否	良 ・ 否		
	LED部分の破損・キズの有無	良 ・ 否	良 ・ 否		
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否		
動作試験	中央からの指令通りに表示するか	良 ・ 否	良 ・ 否		
	操作パネルの指令通りに表示するか	良 ・ 否	良 ・ 否		
表示輝度確認	表示が調光するか	良 ・ 否	良 ・ 否		
LED不点確認	LEDの不点箇所の確認	良 ・ 否	良 ・ 否		
部品交換(名称・個数・理由)					
特記事項					

境界用制御機 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

<点検内容>			設置場所					
			湯沢横手1		湯沢横手6			
			月 日		月 日			
		実施月日						
外観点検	制御機取付状況		良 ・ 否		良 ・ 否			
	筐体内外部の変形		良 ・ 否		良 ・ 否			
	塗装のハゲ・発錆の有無		良 ・ 否		良 ・ 否			
	清掃		良 ・ 否		良 ・ 否			
	内部パネルの変形		良 ・ 否		良 ・ 否			
	ユニット取付部のゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	プリント基板のゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	モニターランプ点灯状況		良 ・ 否		良 ・ 否			
	スイッチ類のガタ・ゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	外線端子の締付け状況		良 ・ 否		良 ・ 否			
	避雷器の焼損		良 ・ 否		良 ・ 否			
	リレー接点の変形磨耗		良 ・ 否		良 ・ 否			
電圧測定	基準値	AC100V(90～110V)	AC V	AC V				
	測定箇所	電源部TB0 AC-in間						
制御電源 PS1(5V,12VIF)	基準値	DC+5V (−1%,+2%) (4.95～5.1V)	DC V	DC V				
	測定箇所	PS1 V1(+)- G1(-)間						
	基準値	DC+12VIF (+5%,−5%) (12.6～11.4V)	DC V	DC V				
	測定箇所	PS1 V2(+)- G2(-)間						
LEDモジュール用電源 PS2(24V)	基準値	DC+24V (+10%,−10%) (26.4～21.6V)	DC V	DC V				
	測定箇所	PS2 + -間						
動作試験	中央からの指令通りに表示するか		良 ・ 否		良 ・ 否			
	操作パネルの指令通りに表示するか		良 ・ 否		良 ・ 否			
部品交換(名称・個数・理由)								
特記事項								

中間用制御機 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞			設置場所			
			湯沢横手2	湯沢横手3	湯沢横手4	湯沢横手5
		実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日
外観点検	制御機取付状況		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	筐体内外部の変形		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	塗装のハゲ・発錆の有無		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	清掃		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	内部パネルの変形		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	ユニット取付部のゆるみ		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	プリント基板のゆるみ		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	モニターランプ点灯状況		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	スイッチ類のガタ・ゆるみ		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	外線端子の締付け状況		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	避雷器の焼損		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	リレー接点の変形磨耗		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
電圧測定	基準値	AC100V(90～110V)	AC V	AC V	AC V	AC V
	測定箇所	電源部TB0 AC-in間				
制御電源 PS1(5V,12VIF)	基準値	DC+5V (−1%,+2%) (4.95～5.1V)	DC V	DC V	DC V	DC V
	測定箇所	PS1 V1(+)- G1(-)間				
	基準値	DC+12VIF (+5%,−5%) (12.6～11.4V)	DC V	DC V	DC V	DC V
	測定箇所	PS1 V2(+)- G2(-)間				
LEDモジュール用電源 PS2(24V)	基準値	DC+24V (+10%,−10%) (26.4～21.6V)	DC V	DC V	DC V	DC V
	測定箇所	PS2 + -間				
動作試験	中央からの指令通りに表示するか		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	操作パネルの指令通りに表示するか		良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
部品交換(名称・個数・理由)						
特記事項						

規制情報板(LED) 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

<点検内容>			設置場所					
			湯沢横手1		湯沢横手6			
			月 日		月 日			
実施月日								
外観点検	筐体内外部の変形		良 ・ 否		良 ・ 否			
	塗装のハゲ・発錆の有無		良 ・ 否		良 ・ 否			
	清掃		良 ・ 否		良 ・ 否			
	内部パネルの変形		良 ・ 否		良 ・ 否			
	ユニット取付部のゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	プリント基板のゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	モニターランプ点灯状況		良 ・ 否		良 ・ 否			
	スイッチ類のガタ・ゆるみ		良 ・ 否		良 ・ 否			
	外線端子の締付け状況		良 ・ 否		良 ・ 否			
	避雷器の焼損		良 ・ 否		良 ・ 否			
	リレー接点の変形磨耗		良 ・ 否		良 ・ 否			
電圧測定	基準値	AC100V(90～110V)	AC	V	AC	V		
	測定箇所	電源部TB01 AC1-AC2間						
表示用電源 PS1(7.3V)	基準値	DC+7.3V (-10%,+10%) (6.57～8.03V)	DC	V	DC	V		
	測定箇所	PS1 + -間						
制御電源 PS2(5V,24V)	基準値	DC+5V (+5%, -5%) (4.75～5.25V)	DC	V	DC	V		
	測定箇所	PS2 V1(+)- G1(-)間						
	基準値	DC+24V (+10%, -10%) (21.6～26.4V)	DC	V	DC	V		
	測定箇所	PS2 V2(+)- G2(-)間						
動作試験	中央からの指令通りに表示するか		良 ・ 否		良 ・ 否			
	操作パネルの指令通りに表示するか		良 ・ 否		良 ・ 否			
表示輝度確認	表示が調光するか		良 ・ 否		良 ・ 否			
LED不点確認	LEDの不点箇所の確認		良 ・ 否		良 ・ 否			
部品交換(名称・個数・理由)								
特記事項								

各端末(FOMA・光・LTE)保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手1	湯沢横手3	湯沢横手5	
実施月日		月 日	月 日	月 日	
モバイルアーク	モバイルアーク取付状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	モバイルアークの変形	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	外線端子の締付け状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
アンテナ	アンテナ取付状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	アンテナの変形	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	外線端子の締付け状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
部品交換(名称・個数・理由)					
特記事項					

支柱(境界用) 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手1	湯沢横手6		
	実施月日	月 日	月 日		
外観点検	発錆の有無	良 ・ 否	良 ・ 否		
	梯子等の変形	良 ・ 否	良 ・ 否		
	締付部のゆるみ等	良 ・ 否	良 ・ 否		
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否		
特記事項					

支柱(中間用) 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手2	湯沢横手3	湯沢横手4	湯沢横手5
実施月日		月 日	月 日	月 日	月 日
外観点検	発錆の有無	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	梯子等の変形	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	締付部のゆるみ等	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否
特記事項					

電源開閉器箱 保守業務・清掃作業実施結果(作成例)

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手1	湯沢横手3	湯沢横手5	
	実施月日	月 日	月 日	月 日	
電源開閉器箱	取付状態点検	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	接続締付状態点検	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	電線被膜の破損等	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	配線状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	スイッチ部の接続状況	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
特記事項					

処理装置 保守業務・清掃作業実施結果<1/2>

<点検内容>		設置場所
		秋田県警察高速道路交通警察隊
		実施月日 月 日
FAパソコン本体 外観点検	据付状態	良 ・ 否
	塗装のハゲ、発錆	良 ・ 否
	変形、破損	良 ・ 否
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否
	清掃	良 ・ 否
特記事項		

<点検内容>		設置場所
		秋田県警察高速道路交通警察隊
		実施月日 月 日
58cm(23.0)型 ディスプレイ 外観点検	据付状態	良 ・ 否
	塗装のハゲ、発錆	良 ・ 否
	変形、破損	良 ・ 否
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否
	清掃	良 ・ 否
特記事項		

<点検内容>		設置場所
		秋田県警察高速道路交通警察隊
		実施月日 月 日
キーボード 外観点検	据付状態	良 ・ 否
	塗装のハゲ、発錆	良 ・ 否
	変形、破損	良 ・ 否
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否
	清掃	良 ・ 否
特記事項		

処理装置 保守業務実施結果＜2／2＞（作成例）

＜点検内容＞		設置場所			
		湯沢横手1	湯沢横手3	湯沢横手5	
		月 日	月 日	月 日	
	実施月日				
端末への動作指令	規制1	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	規制2	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	消滅	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
端末からの情報確認	正常状態	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	故障状態	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
	手元状態	良 ・ 否	良 ・ 否	良 ・ 否	
特記事項					

通信装置 保守業務・清掃作業実施結果

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
ルータ 外観点検	据付状態	良 ・ 否	
	変形、破損	良 ・ 否	
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	
特記事項			

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
SW-HAB 外観点検	据付状態	良 ・ 否	
	変形、破損	良 ・ 否	
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	
特記事項			

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
ルータ動作点検	正常に動作しているか	良 ・ 否	
特記事項			

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
SW-HAB動作点検	正常に動作しているか	良 ・ 否	
特記事項			

プリンタ装置 保守業務・清掃作業実施結果

＜点検内容＞		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
プリンタ装置 外観点検	据付状態	良 ・ 否	
	変形、破損	良 ・ 否	
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	
特記事項			

＜点検内容＞		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
プリンタ装置動作点検	印字試験	良 ・ 否	
特記事項			

その他機器 保守業務・清掃作業実施結果＜1／2＞

＜点検内容＞		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
無停電電源装置 外観点検	据付状態	良 ・ 否	
	変形、破損	良 ・ 否	
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	
特記事項			

＜点検内容＞		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
GPS時計 外観点検	据付状態	良 ・ 否	
	変形、破損	良 ・ 否	
	外線コネクタのゆるみ	良 ・ 否	
	清掃	良 ・ 否	
特記事項			

その他機器 保守業務実施結果<2/2>

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
無停電電源装置	停電試験	良 ・ 否	
特記事項			

<点検内容>		設置場所	
		秋田県警察高速道路交通警察隊	
		実施月日	月 日
GPS時計	正常に動作しているか	良 ・ 否	
特記事項			

(様式第 1 号)

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健 太 様

申請者住所

商号（名称）

代表者氏名

秋田県が調達する次の案件の委託契約に係る一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、秋田県税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと、並びに添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

委託名 自動車専用道路可変標識装置保守点検委託

委託又は工事の契約実績

会 社 名 _____

契約名	発注者名	請負場所 (都道府県名)	契 約 金 額 (百万円)	請負年度及び 期間 (月数)	受注形態	請 負 の 概 要 (概要を具体的に記載する)	コリンズ 登 録 の 有 無
					単体 J V		
					単体 J V		
					単体 J V		

[同種委託又は工事の契約実績記載上の注意]

1. 対象委託又は工事における概要と実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
2. 対象委託又は工事の施工実績とは自動車専用道路可変標識装置保守点検委託又は同種施設設置工事をいう。
3. 対象委託又は工事の施工実績について、秋田県発注委託又は工事、それ以外の公共工事等の順に記載すること。
4. 対象委託又は工事の施工実績について、契約書の写しを添付すること。

委 任 状

私は（受任者名） を代理人として、

自動車専用道路可変標識装置保守点検委託

の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

受 任 者 住 所
商号又は名称
氏 名

印

契約担当者

秋田県知事 鈴木 健太 様

入札書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	自動車専用道路可変標識装置保守点検委託
入 札 金 額	
入 札 保 証 金	

備考 当該金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

再 入 札 書

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県知事 鈴木 健太 様

代 表 者 が 入 札 す る 場 合	住 所 商号又は名称 氏 名	
代 理 人 が 入 札 す る 場 合	代 理 人 氏 名 委 任 者 の 商号又は名称	

次のとおり入札します。

入札に付する事項	自動車専用道路可変標識装置保守点検委託
入 札 金 額	
入 札 保 証 金	

備考 当該金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が落札価格です。

入札書「入札保証金」欄の記載について

入札保証金の欄は次のとおり記載してください。

- 入札保証金を納付した場合

¥●●●,●●●. —

- 入札保証金の免除を受ける場合

- 1 入札保証保険契約を締結した場合

秋田県財務規則第 162 条第 1 号の規定により免除

- 2 過去 2 年の契約実績を示す資料（契約書、振込通知書の写しなど）により

入札保証金を免除されたもの

秋田県財務規則第 162 条第 2 号の規定により免除

入札に関する注意事項

1 委任状の記載について

- (1) 入札書を提出する者が代理人の場合は委任状が必要である。
(入札1件につき1枚必要)
- (2) 委任年月日は、公告日から入札の日までの間の年月日とすること。
- (3) 収入印紙は不要である。
- (4) 契約担当者は「秋田県知事 鈴木健太」とすること。
- (5) 入札に付する事項欄には、入札説明書に記載されている事項名を記載すること。
- (6) 委任者の欄には会社の所在地住所、会社の商号又は名称、代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。

2 入札書の記載について

- (1) 入札年月日は入札執行の日とする。
- (2) 契約担当者は、上記1の(4)と同じであること。
- (3) 代表者が入札書を提出する場合は、会社の住所、会社の商号又は名称、代表者の職氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (4) 代理人が入札書を提出する場合は、代理人の氏名を記載し、委任状の受任者印と同じ印を押印のうえ、委任者の商号又は名称を記載することとし、代理人の住所の記載は要しない。この場合、代表欄への記入及び押印は不要であるので注意すること。
- (5) 入札に付する事項は、上記1の(5)と同じであること。
- (6) 入札金額欄は次の事項に注意すること。
 - ア 総額契約であるか単価契約であるか間違わないようにすること。
 - イ 見積もった金額の110分の100に相当する額を記載すること。
(当該金額に10/100に相当する額を加算した金額が法律上の落札金額となる。
消費税課税業者の場合は消費税を除いた額に相当する)
 - ウ 金額欄を訂正した場合は、訂正印を押しても無効となること。
 - エ 桁数を間違わないこと。
 - オ 入札に参加した場合の入札辞退は、入札書の金額欄に「入札辞退」と記入して提出すること。
 - カ 入札保証金額には、入札保証金を納めた場合にはその金額を、免除された場合には免除条項を記載すること。
 - キ 欄外に「備考：当該金額に10/100に相当する額を加算した額が法律上の落札金額である。」と記載すること。

3 落札者の決定について

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、くじによる抽選で落札

者を決定する。

(3) 落札者がいない場合はただちに再度入札を行う。

4 入札者が一旦提出した入札書はいかなる場合にあっても書き換え、撤回できない。

5 次の各号に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について二以上の入札の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) その他、指示した条件に違反すると認められた入札

※ なお、無効な入札書が提出された場合には、以後の入札は受け付けないので注意すること。

6 納入期限等について

納入期限、納入期日、入札日時等について確認すること。

7 その他

入札に関する問合せは、

警察本部会計課 管財係 (Tel018-863-1111 内線2265) まで連絡すること。